

令和 7 年度前橋市農業害虫防除対策事業補助金交付要項

令和 7 年 4 月 1 日から適用

取扱担当課 前橋市役所農政課（7 階） 電話 0 2 7－8 9 8－6 7 0 7（直通） 0 2 7－2 2 4－1 1 1 1（内線 3 7 0 7） 電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	特定外来生物等による農作物被害の未然防止及び被害拡大を防ぐため、生産者による防除の取組を支援することにより、生産者の経営安定及び地域の農作物保全に寄与することを目的とします。
内 容	補助対象者 この補助金の対象者は、次の全ての事項に該当することとします。 1 市内において、次に掲げるいずれかにあてはまる圃場を管理しており、生産及び販売している農業者、もしくは農業者によって構成される団体。 (1) クビアカツヤカミキリによる被害を受ける可能性がある果樹（モモ、ウメ、スモモ、アンズ）、花き（サクラ（枝物に限ります）、ハナモモ）を生産している圃場。 ただし、新たに被害が確認された品目がある場合には、対象とします。 2 補助対象者は、市税を滞納していないこと。団体で申請する場合、その受益者についても市税を滞納していないこと。 3 暴力団排除に関する要件 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

	交付の対象となる事業及び経費	1 対象経費 ・防除薬剤購入費 ・成虫飛散防止ネット設置に係る経費 ・防除を目的とした伐採、伐根及び樹体処分費 【注】 ・消費税は除いた額とします。 ・対象となる薬剤は、交付申請時点で国または県より該当害虫への使用が認められている薬剤とします。 ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、支払いが完了したものを対象とします。 ・伐採、伐根を行う場合には、事前に県や市が被害確認を行った圃場に限ります。
	交付金額	1 交付金額：200,000円以内 2 補助率：対象経費の1/2以内の額で、百円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。 3 補助上限額 個人：1戸あたり5万円 団体：防除を行う構成員の戸数に5万円を乗じた金額
	交付条件	1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助対象者は、補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき、又は事業の全部若しくは一部を実施しなかったときは、当該額を返還しなければなりません。 4 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）及び令和7年度前橋市農業害虫防除対策事業補助金交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守してください。 5 本事業に係る薬剤は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）を遵守のうえ適切に管理し、使用にあたっては周辺への農薬飛散に十分に注意してください。 6 補助対象者は、個人として補助金の交付を受けた後、団体の構成員として交付を受ける等、二重で交付を受けることはできません。
交付申請及び	交付申請の方法、時期等	補助金の交付を受けようとする場合は、適用日以降から令和8年3月31日までに、次の書類を提出してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです）。 1 交付申請書（誓約書）兼実績報告書 2 添付書類

実績報告の手続等		(1) 事業計画書兼実績書 (2) 収支予算書兼決算書 (3) 領収書の写し又は購入したことがわかる書類 (4) 該当品目を販売していることがわかる書類 (5) 市税完納証明書（発行から３か月以内のもの） (6) 団体規約（個人の場合は除く） (7) 防除に取り組む構成員の名簿（個人の場合は除く） (8) その他参考となる書類 ただし、市長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができます。なお、前橋市が市税の納付状況調査を行うことに同意する場合は、完納証明書の添付は不要です。 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から３０日以内に、交付決定及び金額の確定をします。その後、交付決定通知書兼交付金額確定通知書（様式第２号）により通知します。
	請求の方法、支払時期等	１ 補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。 (1) 補助金交付請求書 (2) 添付書類 ２ 上記請求書の内容を確認し、受理した日から３０日以内に支払います。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	１ 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、補助金の交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 ２ 上記の規定は、補助金の額が確定した後においても適用されます。 ３ 次の場合は、指定された期限までに返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した額を超える場合、超える部分の金額
様式	申請書等の様式	１ 交付申請書（誓約書）兼実績報告書（様式第１号） ２ 交付決定通知書兼交付金額確定通知書（様式第２号） ３ 補助金交付請求書（様式第３号） ４ 事業計画書兼実績書（様式第４号） ５ 収支予算書兼決算書（様式第５号）